

2022年4月7日

各 位

会社名 株式会社乃村工藝社

代表者名 代表取締役 社長執行役員 榎本 修次

(コード番号 9716 プライム市場)

問合せ先 取締役 常務執行役員

管理統括本部長 奥野 福三 (TEL 03-5962-1119)

監査等委員会設置会社への移行、定款一部変更および役員の異動に関するお知らせ

当社は、2022年2月17日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」におきまして、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行する方針である旨を公表しておりますが、本日開催の取締役会におきまして、2022年5月26日開催予定の第85回定時株主総会で承認可決されることを条件として、「監査等委員会設置会社」へ移行することを決議するとともに、本定時株主総会において、定款一部変更を付議することといたしましたのでお知らせいたします。

また、監査等委員会設置会社へ移行した後の役員人事につきまして、下記のとおり内定いたしましたので、併せてお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行について

(1)移行の目的

監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役が取締役会における議決権を持つこと等により取締役会の監督機能を一層強化することで、さらなるコーポレート・ガバナンスの充実および持続的な企業価値の拡大をはかることを目的としております。

(2)移行の時期

2022年5月26日開催予定の第85回定時株主総会において、必要な定款変更等の議案についてご承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 定款一部変更

(1)変更の理由

- ①当社は、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスのより一層の充実を図ること等を目的として、 監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、当社定款につきまして、監査等委員会および監査 等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うもの であります。
- ②機動的な資本政策および配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定にもとづき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案のとおり定款第35条(剰余金の配当等の決定機関)を新設し、あわせて内容が重複する現行定款第7条(自己の株式の取得)を削除するものであります。
- ③「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり変更するものであります。

- ・変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ・変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ・株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第 16 条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- ・上記の新設・削除にともない、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- ④上記の変更にともない、条数の整備等の所要の変更を行うものであります。

(2)変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

(3)変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年5月26日(木)(予定) 定款変更の効力発生日 2022年5月26日(木)(予定※)

※ただし、現行定款第 16 条の削除および変更案第 15 条の新設につきましては、附則第2条に定める日に効力が生じるものといたします。

3. 監査等委員会設置会社移行後の役員人事

(1)取締役(監査等委員である取締役を除く。)の候補者

(第85回定時株主総会に付議予定)

氏 名	新役職名	現役職名
榎本 修次	代表取締役 社長執行役員	同左
奥本 清孝	取締役 専務執行役員	同左
奥野 福三	取締役 常務執行役員	同左
大和田 整	取締役 執行役員	同左
酒井 信二	取締役 執行役員	同左
君島 達己	社外取締役	同左
松富 重夫 (新任)	社外取締役	_

(2)監査等委員である取締役の候補者

(第85回定時株主総会に付議予定)

()(1°° a)(1°)(1°)(1°)(1°)(1°)(1°)(1°)(1°)(1°)(1°			
氏 名	Ż	新役職名	現役職名
栗原 誠	(新任)	取締役(常勤監査等委員)	取締役
伏見 泰治	(新任)	社外取締役(監査等委員)	社外監査役
山田 辰己	(新任)	社外取締役(監査等委員)	社外監査役

(3)退任予定の取締役・監査役

(第85回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任予定)

氏 名	新役職名	現役職名
中川 雅寛	㈱ノムラメディアス 代表取締役社長	取締役
		兼 ㈱ノムラメディアス 代表取締役社長
牧野 秀一	顧問	取締役
坂場 三男	退任	社外取締役
佐藤 正純	退任	常勤監査役

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	(下棘は変更部力を小しより。) 変更案
第1条~第3条 (条文省略)	第1条~第3条 (現行どおり)
<機 関> 第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次 の機関をおく。 (1)取締役会	<機 関> 第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の 機関をおく。 (1)取締役会
(2) <u>監查役</u> (3) <u>監查役会</u> (4)会計監查人	(2) <u>監査等委員会</u> (削 除) (3) 会計監査人
第5条~第6条 (条文省略)	第5条〜第6条 (現行どおり)
< <u>自己の株式の取得></u> 第7条 当会社は、会社法第 165 条第2項の規定により、 取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。	(削除)
第 <u>8</u> 条~第 <u>15</u> 条 (条文省略)	第7条~第14条 (現行どおり)
< 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供> 第 16 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会	(削除)
参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	
(新 設)	<marksquare="2"> <電子提供措置等> 第 15 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</marksquare="2">
第 <u>17</u> 条~第 <u>18</u> 条 (条文省略)	第 <u>16</u> 条~第 <u>17</u> 条 (現行どおり)
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
<員 数> 第 19 条 当会社の取締役は12名以内とし、社外取締役を2名以上おくものとする。 (新 設)	<員 数> 第 <u>18</u> 条 当会社の取締役(監査等委員である取締役を 除く。)は、12 名以内とする。 2. 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内と する。
<選任方法> 第 20 条 取締役は、株主総会において選任する。	<選任方法> 第 19 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

(次頁に続く)

現行定款	変更案
2. (条文省略)	2. (現行どおり)
3. (条文省略)	3. (現行どおり)
4. 当会社は、定款に定める取締役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠取締役を選任することができる。	(削除)
5. 前項の補欠取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。	(削 除)
<任 期> 第 21 条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する 事業年度のうち最終のものに関する定時株主総 会の終結の時までとする。ただし、前条第 4 項に より選任された補欠取締役が取締役に就任した 場合は、当該補欠取締役としての選任後1年以 内に終了する事業年度のうち最終のものに関す る定時株主総会の終結の時を超えることができな いものとする。	<任 期> 第 20 条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の 任期は、選任後1年以内に終了する事業年度の うち最終のものに関する定時株主総会の終結の 時までとする。
(新設)	2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに
(新 設)	関する定時株主総会の終結の時までとする。 3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
(新設)	4. 会社法第 329 条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
<代表取締役> 第 <u>22</u> 条 取締役会は、その決議によって代表取締役若 干名を選定する。	<代表取締役> 第 21 条 取締役会は、その決議によって、取締役(監査 等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役 若干名を選定する。
第 <u>23 条</u> (条文省略)	第 22 条 (現行どおり)
<取締役会の招集> 第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに 各取締役 <u>および各監査役</u> に対して発する。ただ し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮する ことができる。	<取締役会の招集> 第23条取締役会の招集通知は、会日の3日前まで に各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要が あるときは、この期間を短縮することができる。
(新設)	2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを 経ないで取締役会を開催することができる。
第 <u>25 </u> 条 (条文省略)	第 24 条 (現行どおり)

現行定款	変更案
元门足承	
(新 設)	< 重要な業務執行の決定の委任 > 第 25 条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
第 26 条 (条文省略)	第 26 条 (現行どおり)
<報酬等> 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価 として当会社から受ける財産上の利益 <u>(以下、「報</u> 酬等」という。)は、株主総会の決議によって定め る。	<報酬等> 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価 として当会社から受ける財産上の利益は、監査等 委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別 して、株主総会の決議によって定める。
第 28 条 (条文省略)	第 28 条 (現行どおり)
第5章 監査役および監査役会	(削除)
< <u> <員 数></u> 第 29 条 当会社の監査役は、5名以内とする。	(削除)
 (選任方法> 第30条 監査役は、株主総会において選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもっておこなう。 3. 当会社は、会社法第329条第3項の規定にもとづき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。 4. 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。 	(削 除)
 (任期) 第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2.任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。 	(削除)

次頁に続く

現行定款	変更案
<常勤の監査役> 第 32 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役 を選定する。	(削除)
< <u><監査役会の招集></u> 第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに 各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要が あるときは、この期間を短縮することができる。	(削除)
< <u>監査役会規則></u> 第34条 監査役会に関する事項は、法令または定款に 別段の定めのある場合のほか、監査役会で定め る監査役会規則による。	(削除)
<報酬等> 第 35 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって 定める。	(削除)
< <u>監査役の責任免除></u> 第36条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	(削除)
(新 設)	第5章 監査等委員会
(新 設)	< 常勤の監査等委員> 第 29 条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監 査等委員を選定することができる。
(新 設)	<監査等委員会の招集> 第30条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前まで に各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の 必要があるときは、この期間を短縮することができ る。 2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続 きを経ないで監査等委員会を開催することができ る。
(新 設)	< <u>監査等委員会規則></u> 第 31 条 監査等委員会に関する事項は、法令または定 款に別段の定めのある場合のほか、監査等委員会 で定める監査等委員会規則による。

(次頁に続く)

	現行定款	変更案
第 <u>37</u> 条~第 <u>39</u> 条	(条文省略)	第 32 条~第 34 条 (現行どおり)
	(新 設)	< 剰余金の配当等の決定機関> 第 35 条 当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の 定めがある場合を除き、取締役会の決議によって 定めることができる。
第 <u>40</u> 条~第 <u>41</u> 条	(条文省略)	第 36~37条 (現行どおり)
	(新 設)	<u>附 則</u>
	(新 設)	< 監査役の責任免除に関する経過措置> 第1条 当会社は、第85回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
	(新設)	<marksquare< p=""> (電子提供措置等に関する経過措置> 第2条 変更前定款第 16 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除と変更後定款第 15 条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第 70 号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日(以下、「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。 2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 16 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。 3. 本条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</marksquare<>

以上